# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 OurPlanet-TV の役員報酬について定めることを目的とする。

#### (報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、2005年4月28日に遡及して施行する。

#### 賃金規定

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、就業規則第18条に基づき、従業員の給与に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 この規定は、就業規則第2条に定めるスタッフに適用する。臨時スタッフ、嘱託スタッフ、パートタイマー及びアルバイトの給与に関する事項は別に規定する。

(賃金の種類)

第3条 従業員の賃金の種類は次の通りとする。

- (1) 基本給
- (2) 役付き手当
- (3) 通勤手当

#### 第2章 賃金計算及び支払方法

(計算期間)

第4条 賃金の計算期間は、毎月1日から31日までを1か月として計算する。

(賃金の支払日)

第5条 賃金の支払日は、毎月15日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

2 前項にかかわらず、従業員が退職又は解雇されたときは、本人又は権利者の請求のあった日から 7日以内に賃金を支払う。

(賃金の支払方法)

第6条 賃金は、原則として直接本人が指定した本人名義の金融機関の預金口座へ振 込みによって支払うものとする。

(賃金の控除)

第7条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料
- (3) その他、従業員代表との書面協定により賃金から控除することとしたもの

(非常時払い)

第8条 第5条の規定にかかわらず、従業員又はその収入によって生計を維持する者が 次に掲げる事項に該当するときは、既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 出産の場合
- (2) 負傷又は疾病のため費用を要する場合
- (3) 天災その他災害を被った場合
- (4) 婚礼又は葬儀の費用に充てる場合
- (5) その他やむを得ない事情があると会社が認めた場合

(中途入社・退職者並びに休職者及び復職者の賃金計算)

第9条 賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その月の賃金 を下記の算式により日割計算して支払う。

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月平均所定労働日数×出勤日

(欠勤等の扱い)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日 又は1時間 当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額 を差し引くものとする。た だし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のすべてを支給しないものとする。

- (1) 遅刻・早退・私用外出等の控除基本給÷1ヵ月平均所定労働時間×不就労時間数
- (2) 欠勤控除

基本給÷1ヵ月平均所定労働日数×不就労日数

(休暇休業等の賃金)

第11条 年次有給休暇及び就業規則第13条(特別休暇)に定める特別休暇の期間は、 所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 会社の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

#### 第3章 基本給

(基本給)

第12条 基本給は、従業員ごとに次に掲げる要素を考慮して月額で定める。

- (1) 年齢
- (2) 経験年数
- (3) 職務遂行能力

#### 第4章 諸手当

(役付手当)

第13条 役付手当は、管理監督の地位にある従業員に対して、次に掲げる区分により支給する。

- (1) 3級 月額6万円
- (2) 2級 月額4万円
- (3) 1級 月額2万円

(通勤手当)

第16条 所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、交通費の実費を非課税限度内において支給する。

(割増賃金)

第17条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- (1) 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合) (基本給+諸手当)÷1ヵ月平均所定労働時間×1.25×時間外労働時間数
- (2) 休日労働割増賃金(法定の休日に労働させた場合) (基本給+諸手当)÷1ヵ月平均所定労働時間×1.35×法定休日労働時間数
- (3) 深夜労働割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合) (基本給+諸手当)÷1ヵ月平均所定労働時間×1.25×深夜労働時間数

※諸手当には、通勤手当を除く

(賃金の改定)

第18条 基本給及び諸手当等の賃金の改定については、原則として毎年1月に行うこととし、改定額 については、会社の業績及び従業員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。

2 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

#### 第5章 賞 与

(賞与)

第19条 会社は、各期の業績を勘案して賞与を支給する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむ を得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

- 2 前項の賞与の支給対象期間は、毎年4月1日から9月30日まで、及び10月1日から3月31日までとする。
- 3 賞与は前項の期間に勤務し、引続き支給日当日会社に在籍している者に対して支給する。
- 4 定年により退職する者については、支給対象期間中の在籍期間に応じて月割で賞与 を支給することがある。

附 則 この規定は、2009年1月1日より適用する。

### 賃金表

# 職員給与規程

特定非営利活動法人 OurPlanet-TV

大学院卒基本給	大卒基本給	専門卒基本給		
225,000	205,000	185,000		

年制	<b>冷給</b>									
19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000
30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳以上
13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000

勤絲	売給	*担当す	* 担当する業務について経験が生かされる業務経験年数							
1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	11,000	12,000
12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年以上		
13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000		

能力	治	*担当す	力による加算			
1級	2級	3級	4級	5級	6級	
5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	

管理項	<b>載手当</b>	*残業手当な			
1級	2級	3級			
20,000	40,000	60,000			

# 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 OurPlanet-TV	事業年度	2023年1月1日 ~2023年12月31日

1 **資金に関する事項** [①収益の源泉別の明細、借人金の明細その他の資金に関する事項] ※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

	収 益	源泉の	内 訳	金	額
		会費収入			1,860,582 F
The state of the s				<b>4,032,126</b> F	
	.,	事業収入		10,796,245 F	
	***************************************	雑収入			<b>6,947</b> F
	į.	受取利息収入			<b>145</b> F
					F
					F
					F
					F
					F
					F
					-
					-
	合		計		18,038,545
(2) 借入金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	<i>t</i> +-	金	 額
	借	入	先	並	
		なし			
			<b>=1.</b>		
	合		章 <del> </del>  -		
(3) その他					
なし					

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		5,237,010 円	映像制作・配信受託事業
		1,193,500 円	映像制作受託事業
		836,000 円	映像制作受託事業
		609,580 円	映像制作・配信受託事業
		400,000 円	映像制作・配信受託事業

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

$\langle Z \rangle$	賃用の生する場	X 力107 工1元 9 相		
	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
			4,079,000 円	給与
				給与
			2,217,600 円	地代家賃
				給与
			495,000 円	映像制作外注費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関 値	1 記載	渡	資産	の	内?	丞	譲年	月	渡日	譲	渡	価	格	その他の〕	取 引 条	件等
なし														円			
														円			
														円			
														円			
														円			
														円			
														円			
														円			
														円			
														円			

# ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	<b>貸</b> 付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

#### ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

へ 佼務の提供	(他成り作	用寺を召む。)			
取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内 容	役務の提供 年 月 日	対価の額	その他の取引条件等
		イベント謝礼	2023 年 2 月 18 日	50,000 円	請求書に基づく
		原稿料	2023 年 12 月 29 日	10,000 円	請求書に基づく
		撮影料	2023 年 2 月 28 日 3 月 31 日 4 月 28 日 7 月 31 日 8 月 31 日 9 月 29 日 11 月 30 日 12 月 15 日	450,000 円	請求書に基づく

**寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受 領 年	月日
なし					円		
					円		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •				円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
٠.					円		
					円		
				·	円		
			•		円		
					円		
					円		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •				円		
					円		
					円		
					円		

**4 役員等に対する報酬又は給与の状況** [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

1 仅	貝可に刈りる		子の文稿の状況(	ロとかく。)		
氏	名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
				給与	2023年1月1	4,079,000 円
					日~2023 年	
					12月31日	
						•
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1						

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 2023年1月1日 ~ 2023年12月31日

l	給	ħ.	を	得	た	職	員	の	総	数	左	. ā	2	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
ĺ									2	人													5,	,030,438 円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住	所	等	支出	年	月日	支	H	金	額	寄	附	Ø	目	的	
なし					-					円			· <del>···</del>			_
										円						-
										円						•
										円						-
										円						-
										円						
										円						-
										円						_
									<del></del> ·	円						_
										円						_
				合		計				円						_

6 **海外への送金等に関する事項** [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実 施 日	使	途	金額
なし			

#### 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

# 法人名 特定非営利活動法人 Our Planet-TV 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び 帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した**金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと**

<u>1</u>						
	項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の	割合	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ	割合
		汉兵奴	グループの人 数	(2÷1)	る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	( <b>4</b> ÷ <b>1</b> )
区	33	1	2	3	4	5
(a)	2023年1月1日					
(a)	~2023年12月31日	11 人	0人	0%	0人	0%
Ф	年月 日~ 年月日	人	人	%	人	%
©	年月 日~ 年月日	人	人	%	人	%
@	年月日~年月日	人	人	%	· 人	%
©	年月日~年月日	人	人	%	人	%
申	請 時	人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33. 333…% → 33. 3%

各社員の表決権が平等である	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項目	<b>a</b>	<b>ⓑ</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査 を受けている	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の 保存を青色申告法人に準じて行っている	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・

#### **建 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。**

\_

項	目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
費途が明らかでない支 記載がある等の不適正	出がある、帳簿に虚偽の な経理の有無	有∙無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

	「応足卒学寺アエツン衣」(第3衣)記載多	
項 目	記載要領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「a」から「e」欄には、実績判定期間の各事	
	業年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	
	ば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議	
	決権) は平等に一票を与えると規定」のように記載しま	
	す。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「②」から「②」については、上記イに記載する	法人の監査を受けている」の「はい」
	各期間(「@」 から「@」) を示したものです。	に「〇」した場合には監査証明書を添
		付してください。
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
		じて行っている」の <u>「はい」に「O」</u>
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してくださ
		ν <sub>°</sub>
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「@」から「@」については、上記イに記載する	
	各期間 (「@」 から「@」) を示したものです。	

#### 記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

# 役 員 の 状 況

### 第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
役 員 数	11人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの 人数	0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人

氏名     住所     職名     総所等       直石草     理事     2005 年 4 月 28 日 秋任       濱田 忠久     理事     2005 年 4 月 28 日 秋任       改講 さと子     理事     2005 年 4 月 28 日 秋任       近藤 剛     理事     2005 年 4 月 28 日 秋任       新催、伸洽     理事     2005 年 4 月 28 日 秋任       大槻貴宏     理事     2005 年 4 月 28 日 秋任       大槻貴宏     理事     2005 年 4 月 1日 秋任       土利 嘉孝     理事     2015 年 4 月 1日 秋任       米田 賢介     理事     2021 年 4月 1日 秋任       機爪 明日香     2021 年 4月 1日 秋任		役員の内訳													
1 日							就任	等 0	) 状 ?	兄					
本日   本日   本日   本日   本日   本日   本日   本日	氏 名	住 所	職名	続柄等	(a)	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時	1				
日就任   2005 年 4 月 28 日就任   2005 年 4 月 1日   30 年 4 月 1	白石 草		理事								2005 年				
濱田 忠久     理事     2005 年 4 月 28 日就任       松浦 さと子     理事     2005 年 4 月 28 日就任       稲熊 伸治     理事     2005 年 4 月 28 日就任       大槻貴宏     理事     2005 年 4 月 18 就任       土利 1日 東任     2015 年 4 月 1日 東任       水田 賢介     理事     2021 年 4 月 1日 東任       理事     2021 年 4 月 1日       4 月 1日       2021 年 4 月 1日       2021 年 4 月 1日					0						1				
<ul> <li>松浦 さと子</li> <li>理事</li> <li>近藤 剛</li> <li>理事</li> <li>2005 年4月28日就任</li> <li>近藤 剛</li> <li>理事</li> <li>2005 年4月28日就任</li> <li>稲藤 伸治</li> <li>理事</li> <li>2005 年4月28日就任</li> <li>大槻貴宏</li> <li>理事</li> <li>2015 年4月1日就任</li> <li>手桁大介</li> <li>理事</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>永田 賢介</li> <li>理事</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>東任</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>東任</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>東本</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>東本</li> <li>2021 年4月1日</li> <li>東本</li> <li>2021 年4月1日</li> <li>東本</li> <li>2021 年4月1日</li> </ul>	yarı dib		~~												
世事 2005 年 4 月 28 日就任 近藤 剛 理事 2005 年 4 月 28 日就任 稲熊 伸治 理事 2005 年 4 月 28 日就任 稲熊 伸治 理事 2005 年 4 月 28 日就任 私税費宏 理事 2015 年 4 月 1 日 就任 毛利 嘉孝 理事 2015 年 4 月 1 日 就任 北田 野介 理事 2021 年 4 月 1 日 就任	八八		埋事								1				
松浦 さと子   理事   2005年 4 月 28 日就任   近藤 剛   理事   2005年 4 月 28 日就任   2015年 4 月 1日   3015年 4 月 1日											1				
<ul> <li>近藤 剛</li> <li>理事</li> <li>2005 年4月28日就任</li> <li>稲熊 伸治</li> <li>理事</li> <li>2005 年4月28日就任</li> <li>大槻貴宏</li> <li>理事</li> <li>2005 年4月1日就任</li> <li>毛利 嘉孝</li> <li>理事</li> <li>2015 年4月1日就任</li> <li>井桁 大介</li> <li>理事</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>永田 賢介</li> <li>理事</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>理事</li> <li>2021 年4月1日就任</li> <li>理事</li> </ul>			 理事								t				
田東任 近藤 剛 理事			VT-4-		_										
<ul> <li>近藤剛</li> <li>理事</li> <li>2005年4月28日就任</li> <li>総権</li> <li>大槻貴宏</li> <li>理事</li> <li>2005年4月1日 就任</li> <li>1月1日 就任</li> <li>土桁大介</li> <li>理事</li> <li>2015年4月1日 就任</li> <li>井桁大介</li> <li>理事</li> <li>2021年4月1日 就任</li> <li>理事</li> <li>2021年4月1日 就任</li> <li>理事</li> <li>2021年4月1日 就任</li> <li>理事</li> </ul>					0										
福熊 伸治 理事 2005 年 4 月 28 日就任 2015 年 4 月 1日 就任 2015 年 4月1日 就任 2015 年 4月1日 就任 2015 年 4月1日 就任 2021 年 4月1日															
<ul> <li>稲熊 伸治</li> <li>理事</li> <li>大槻貴宏</li> <li>理事</li> <li>三利 嘉孝</li> <li>三利 嘉孝</li> <li>理事</li> <li>三利 嘉孝</li> <li>理事</li> <li>三利 嘉孝</li> <li>2015 年4月1日 就任</li> <li>共析 大介</li> <li>理事</li> <li>○ 2021 年4月1日 就任</li> <li>永田 賢介</li> <li>理事</li> <li>○ 2021 年4月1日 就任</li> <li>理事</li> <li>2021 年4月1日 就任</li> <li>2021 年4月1日 就任</li> </ul>	近藤剛		理事								2005 年				
稲熊 伸治     理事											4月28				
大槻貴宏   理事   2015 年 4月1日 就任   2015 年 4月1日 就任   2015 年 4月1日 就任   2015 年 4月1日 就任   2021 年 4月1日   2021					O						日就任				
大槻貴宏   理事   2015 年 4月1日 就任   2015 年 4月1日 就任   2015 年 4月1日 就任   2015 年 4月1日 就任   2021 年 4月1日   2021					*										
大槻貴宏     理事     2015 年 4月1日 就任       毛利 嘉孝     理事     2015 年 4月1日 就任       井桁 大介     理事     2021 年 4月1日 就任       永田 賢介     理事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日       種瓜 明日季     2021 年 4月1日	稲熊 伸治		理事								2005 年				
大槻貴宏     理事     2015 年 4月1日 就任       毛利 嘉孝     理事     2015 年 4月1日 就任       井桁 大介     理事     2021 年 4月1日 就任       永田 賢介     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日					0						4月28				
毛利 嘉孝     理事     2015 年 4月1日 就任       井桁 大介     理事     2021 年 4月1日 就任       永田 賢介     四事     2021 年 4月1日 就任       東事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日											日就任				
毛利 嘉孝     理事     2015 年 4月1日 就任       井桁 大介     理事     2021 年 4月1日 就任       永田 賢介     理事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日 就任	大槻貴宏		理事								i I				
毛利 嘉孝     理事     2015 年 4月1日 就任       井桁 大介     理事     2021 年 4月1日 就任       永田 賢介     理事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日					0										
世事 日本 日日本 日日本 日日本 日日本 日日本 日日本 日日本 日日本 日日本										ļ					
井桁 大介     理事     2021 年 4月1日 就任       永田 賢介     理事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日       極爪 明日季     4月1日	毛利 嘉孝		理事												
共析 大介     理事     2021 年 4月1日 就任       永田 賢介     理事     2021 年 4月1日 就任       本月1日 就任     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日					O										
水田 賢介     理事       水田 賢介     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日 1日 1	++/年 +		'田'車												
永田 賢介     理事     2021 年 4月1日 就任       理事     2021 年 4月1日	<b>开机</b> 人刀		理事								l				
永田 賢介     理事       〇     4月1日       就任       理事     2021 年       4月1日     4月1日															
世事 (4月1日 対任 理事 (2021 年 4月1日 ) (4月1日 ) (4	 永田 腎介		理事												
現事   成任   2021 年   4月1日   4月1日   12021 年	731- 301				0										
理事 2021 年 4月1日															
			理事												
就任	<b>棒爪 明日</b> 季														
	川頓/17 27日(日)										就任				
						<b></b>									
早坂 毅 監事 2015 年 4月1日	早坂   毅 		監事		0										

						就任
	··· *10 - 8 ··					
 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 	<b>-</b>	 	 	

# (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます

法 人 名 特定非営利活動法人 OurPlanet-V							
伝 票	又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間			
現金出納帳		手書き ルーズリーフ	毎月	9年			
総勘定元帳		会計ソフト「会計王」使 用ルーズリーフ	毎月	9年			
仕訳日記帳		会計ソフト「会計王」使 用ルーズリーフ	毎月	9年			
給与台帳		給与ソフト「給与王」使 用ルーズリーフ	毎月	9年			
在庫管理表		エクセル使用 ルーズリーフ	毎年	9年			

#### (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

#### 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV チェック欄 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人 と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人 の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上 記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

項 Ħ (a) **(b)** (c) **a (e)** 申請時 宗教の教義を広め、儀式を行い、及 有・無 有 · 無 有 • 無 有 • 無 有 • 無 有 • 無 び信者を教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又 有・無 有 · 無 有 • 無 有 • 無 有 • 無 有 • 無 はこれに反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職に 有・無 ある者又は政党を推薦し、支持し、 有・無 有·無 有・無 有·無 有・無 又はこれらに反対する活動

口

項    目	<b>a</b>	Ф	©	(1)	e	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその 活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支 給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過 大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給 に関して特別の利益の供与の有無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産の その譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の 譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の 譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有·無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及び二)」の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

# 認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人 0urPlanet-TV		
5 次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ	1
をその	事務所において閲覧させること	

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ	同						
	の事務所において閲覧させることに同意する。	する	しない					
※阅)	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<u> </u>					
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿	、社員の	うち10,					
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)							
1	② 役員名簿							
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)							
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除	いたもの						
[]	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書	類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
11	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
	次の事項を記載した書類							
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項							
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項							
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項							
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い	ハ上位 5 者	との取					
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以降	内の親族又	はこれ					
	の者と特殊の関係のある者との取引							
ホ	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係の							
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) (	の氏名並び	べにその:					
	附金の額及び受領年月日							
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況							
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)							
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項							
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	- المعاليات مو	-1					
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びに	その実施!	<b></b>					

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

# 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV	
----------------------------	--

#### 認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員 名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無

(a)	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e
有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無

# 認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する 事実の有無

(a)	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
有・無	有 · 無	有・無	有・無	有・無	有・無

② 認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

# 認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出して ていること	た日を含む事業年度の初日において、	その設立の日	以後1年を超える期間が経過し	チェック欄
事業年度		設立年月日		

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

	欠格事由チェック表		
法人名	特定非営利活動法人 OurPlanet-TV		チェック欄
は認 1 イ ロ い 定 段 認に定禁者特	定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑	定を取り 法人又は もの から5年 は 204 条	当該仮認定 を経過しな 等 (注意報(1)
9 23 4 2 2 3 2 2 2 2 3 2 2 4 2 5 6 4 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	、くは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から計力団の構成員等 (注意準項2) 「又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人に又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人に以は事業計画書の内容が法令等に違反している法人に以ば地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を活認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明 「協府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要とないに係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人にいずれかに該当する法人 「力団」	5年を経 経過しな 書 「その	過しない者 い法人 ( <u>認</u> 4 <u>」並びに</u>
		-	
1 7	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有•	<u> </u>
D	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有・	無
<i>/</i>	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	無
	暴力団の構成員等の有無	有•	無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・	いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1)その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付する (注2)役員報酬規程等提出書には添付不要	添付するこ	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	いいえ
6 イ	次のいずれかに該当する法人 暴力団	はい・	いいえ
口	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・	